

10. 適格認定における学業成績の基準

国の定める「高等教育の修学支援新制度」に準じます。

以下の基準は令和7年度からの基準(予定)であり、国の制度に準じて予告なく変更となる場合があります。

① 適格認定時期

2年制コース：半期ごとまたは1年ごと 3年制コース：1年ごと 全コース：転籍時、退学、除籍時、休学時、復学时

② 適格認定における学業成績基準

区分	学業成績の基準
廃止	次の各号のいずれかに該当すること(災害、傷病その他のやむを得ない事由があると認められた場合を除く) 1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと 2. 修得単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること 3. 履修科目の授業への出席率が6割以下であること 半期15回の授業のうち欠席が6回以上であること その他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること 4. 下記に示す「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当すること(下記に示す「停止」の区分に該当するものを除く)。
停止	下記に示す「警告」の区分に該当する学業成績の基準に連続して該当すること(2回目の警告が「警告」の区分の2.に掲げる基準のみに該当することによる場合に限る。ただし、連続して3回該当する場合は除く)。
警告	次の各号のいずれかに該当すること(災害、傷病その他のやむを得ない事由があると認められた場合を除く) 1. 取得した単位数の合計数が標準単位数の7割以下であること(上記の「廃止」の区分の2.に掲げる基準に該当するものを除く)。 2. GPA等がコースにおける下位4分の1の範囲に属すること。 (次のア、イに該当する場合を除く) ア 大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等に十分に合格できる水準にある場合 イ 社会的義務を必要とする者で、学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合 3. 履修科目の授業への出席率が8割以下であること 半期15回の授業のうち欠席が3回以上であること その他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること(上記の「廃止」の区分の3.に掲げる基準に該当するものを除く)

[標準単位数とは] 標準単位数 = 卒業に必要な単位数 / 修業年限 × 対象者の在学年数

11. その他

- ① 本制度の申請・選考は入学試験の可否には影響いたしません。
- ② 予約申請の採用候補者としての有効期間は**2026年度入試(2026年4月入学)**に限りま
- ③ 申請書・所得証明書等に記載されている個人情報は、本制度の選考に限定し利用するものであって、その他の目的に使用することは一切ありません。
- ④ 提出いただいた申請書・所得証明書等は、理由の如何に関わらず返却できません。
- ⑤ 国の定める「高等教育の修学支援新制度」に準じて要件・基準等が予告なく変更となる場合があります。

予約申請(2026年度入学対象)

通学課程

学びたい気持ちを
応援します!

「努力と誠実」修学支援制度 募集案内

返還不要

2025年8月掲載

合格

申請
入学前/入学後

修学支援
可否判定

修学支援制度
適用

申請期間

2026年度 新入生
(専攻科新入生は②)

① 予約申請
(入学前)

2025年9月8日(月)～
2026年1月9日(金)【消印有効】

② 在学申請

2026年4月以降

在学生・専攻科生

① 在学申請

2026年4月以降(2025年度中の申請は受付終了)



帝京短期大学

お問い合わせ先

入試広報課

〒151-0071 東京都渋谷区本町6-31-1

TEL: 03-3379-9708 (入試広報課直通) (平日9:00～17:00)



帝京短期大学

「努力と誠実」修学支援制度とは？

経済的な理由で学び続けることを諦めずに済むよう、授業料等の免除・減額と給付奨学金により、帝京短期大学（以下、本学）に入学を希望する意欲のある皆さんの「学び」を支える制度です。国の定める「高等教育の修学支援新制度」と同程度の修学支援制度となっています。

希望する方は、以下の案内を確認の上、申請手続きを行ってください。

1. 対象

- ① **対象**：新入学生、本科在学生、専攻科生(内部進学生のみ)
② **対象学科**：生活科学科、こども教育学科、ライフケア学科、専攻科養護教諭専攻(※)、専攻科臨床工学専攻(※)
(※)専攻科は内部進学生のみ申請可。
専攻科こども教育学科専攻は対象外(本科からの継続不可(国の定める「高等教育の修学支援新制度」に準ずる))

2. 支援内容

「3.支給要件」の該当状況により、以下いずれかの支援となります。

家計基準①or② 学力基準① 入学時期等要件 該当者	給付奨学金 月額3万円 給付	+	入学金免除 入学金25万円 免除	+	授業料減免 授業料62万円 減免
-------------------------------------	-------------------	---	---------------------	---	---------------------

家計基準② 学力基準② 入学時期等要件 該当者	入学金免除 入学金25万円 免除	+	授業料減免 授業料62万円 減免
注)本支援制度適用者が、国が定める「高等教育の修学支援新制度の対象者となった場合、本支援を停止します。 注)継続判定期間は給付を停止します			

3. 支給要件

(1) 家計基準

- ① 家計支持者の市町村民税所得割が**非課税世帯**
② 家計支持者の前年度(※1)の「課税証明書」または「所得証明書」等に記載された金額の合計が**330万円未満**
(※1)2026年度入学生の場合「2025年度の課税証明書または所得証明書(2024/1/1～2024/12/31の所得が分かるもの(「6.申請書類」参照))」
③ 家計基準①・②のどちらにも非該当(所得制限なし)かつ**多子世帯**

多子世帯とは？
・扶養する子どもが同時に3人以上いる世帯
・但し、第1子が就職を機に経済的に自立するなど扶養から外れた場合は、支援対象外となります。

(2) 学力基準

- ① 以下の内、いずれかを満たすこと

入学後1年を経過していない人	高等学校または中等教育学校における全履修科目の評定平均値が5段階評価で「 3.5以上 」(※2) または入学者選抜試験の成績が入学者の上位1/2の範囲に属すること 高等学校卒業程度認定試験に合格した者 学修計画書等により学修意欲を確認できること
入学後1年以上経過した人 および 専攻科生	平均成績またはGPA等の学力基準が在学するコースの上位1/2に属すること (入学時から前年度末または申請時直近までの累積) 修得した単位数が標準単位数(※3)以上であること 学修計画書等により学修意欲を確認できること 但し、前年度までの学業状況(留年等)により申請対象外となる場合あり

- ② 学修計画書等により学修意欲を確認できること (※2)評定平均による5段階評価をしていない学校にあっては、これに準ずる学習成績
(※3)標準単位数 = 卒業に必要な単位数 / 修業年限 × 対象者の在学年数

(3) 大学等への入学時期等に関する要件

以下いずれかに該当する方

- ① 高等学校または中等教育学校等を初めて卒業(修了)した日の属する年度の翌年度の末日から本学へ入学したまでの期間が2年を経過していない人
② 高等学校卒業程度認定試験の受験資格を取得した年度の初日から認定試験に合格した日の年度の末日までの期間が5年を経過していない人で、かつ認定試験に合格した日の属する年度の翌年度の末日から本学へ入学した日までの期間が2年を経過していない人

(4) その他(原則、国の定める「高等教育修学支援新制度」に準ずる)

- 他大学等で学士取得後に本学へ入学した場合は**対象外**
●過去に国の定める「高等教育の修学支援新制度(給付型奨学金・授業料減免等)」を受けたことのある方は**対象外**

4. 支援期間

- ① **支援開始時期**：8月頃支援開始を予定(申請時期・書類不備等により開始が遅れる場合があります)。
入学金・授業料に関しては、本学へ入金いただき後日返金の形式となります。
② **支援期間**：卒業・修了期まで
③ **継続支援**：2年次以降については、家計基準および学力基準(授業への出欠席やGPA・修得単位数など)を鑑み、継続の判断を行います。尚、継続要件を満たせば専攻科進学後も継続支援可。
(但、専攻科こども教育学科専攻は除く)

5. 申請方法・申請期間・申請先

- ① **申請方法**：所定の申請期間に「6.申請書類」を提出してください(予約申請者は郵送にて提出のこと)。

② 申請期間 ：	新入生(本科)	予約申請	2025年9月8日(月)～2026年1月9日(金) 消印有効
		在学申請	2026年4月以降(※)
	在学生・専攻科生	在学申請	2026年4月以降(※)

- ③ **申請先(予約申請)**：〒151-0071 東京都渋谷区本町6-31-1 帝京短期大学 入試広報課 宛

(※)在学申請の申請期間・申請先に関しては入学後に在学生ポータルサイト・掲示等にてご案内します

6. 申請書類(予約申請)

以下 (A)～(F) が提出書類です。不備・不足がある場合は、審査の対象となりません。

NO	提出書類	提出対象
(A)	「努力と誠実」修学支援制度 申請書(2-1)(2-2) (本学HPから印刷してください)	全員
(B)	家計支持者の2025年度の「課税証明書」または「所得証明書」(原本、コピー不可)(※4) (※4)2024年1月1日～2024年12月31日の所得・収入、扶養人数が記載されているもの、市区町村役場が発行するもの。 源泉徴収票の写し等は不可。 ●家計支持者を確認するため、 保護者全員 の証明書を提出してください。 ●無収入の場合でも「 非課税証明書(市区町村役場が発行) 」を必ず提出してください。	全員
(C)	家計支持者が自営業等の場合、「確定申告の写し」(コピー) (※4)2024年1月1日～2024年12月31日の所得・収入、扶養人数が記載されているもの ●該当する場合、 必ず(B)と(C)を両方提出 してください((C)単体での提出は不可)。	該当者のみ
(D)	住民票 (世帯全員の記載があり、マイナンバーの記載がないもの) 1通	全員
(E)	学修計画書 (黒ボールペンで記入すること)	全員
(F)	返信用封筒 〈指定：レターバック(ライト・プラスどちらでも可)〉 (各自で用意) ●返信用封筒(レターバックライト/プラス)の「To欄」には、申請者本人の住所・氏名等を記入してください。 ●提出の際は、半分に折って提出用封筒に入れてください。 ●「ご依頼主様保管用シール(追跡番号)」は貼りつけたまま提出してください。	全員

7. 採用候補者の審査・決定

- ① 申請書類に基づき家計状況、学力等を審査の上、採用候補者を選考・決定します。
選考結果については予約申請者は3月末迄に申請者全員に通知します(在学申請者は入学後のご案内を参照のこと)。
② 尚、予約申請者が採用となった場合、入学後に「進学届」「学生本人名義の銀行等口座が分かる書類」等の提出をもって本採用となります(提出書類に関しては結果通知時の案内を確認してください)。

8. 本学の他の奨学金との重複受給について

「遠隔地学生奨学金制度」のみ重複受給可。他の本学独自の奨学金との重複受給は不可。

9. 資格の喪失について

- ① 入学辞退、退学又は除籍になった場合
② 休学する場合 (但し復学後、休学前の学業成績の基準を満たす場合、再度受給することを可能とする)
③ 2年次以降、学業成績の基準(※5)を満たさない場合は継続不可。**尚、学業成績が著しく不振となった場合や懲戒による退学処分などの場合には、返還が必要となる場合があります。**

(※5)授業への出欠席やGPA・修得単位数などを鑑み継続の判断(適格認定)を行います(基準は国の定める「高等教育の修学支援新制度」に準ずる)。